

瀬戸内の
鬼怪発見!

瀬戸内海 離島の海ごみ物語

～ごみのない豊かな里海に～

世界の宝石ともいわれている瀬戸内海を舞台に
人々の交流や体験活動を通じながら里海の素晴らしさを発見しませんか？

県内の方
向け
お:8:00~
1日間

11/14[±]

11:50/高松港集合

瀬戸内海
離島の海ごみ物語～女木島編～

旅行代金
お一人様 **1,800円**

※小学生以下は半額

海面清掃船「みずき」の体験乗船や海岸での
スポーツゴミ拾い等、島ならではの
里海体験や食を盛り込んだ
充実したプログラム

県内の方
向け
お:8:00~
1日間

11/28[±]

12:20/須田港(三豊市)集合

瀬戸内海
離島の海ごみ物語～粟島編～

旅行代金
お一人様 **1,200円**

※小学生以下は半額

ビーチクリーンアップやワークショップほか
瀬戸内国際芸術祭で益々注目される
漂流郵便局も訪れます

県外の方
向け
お:8:00~
2日間

11/14[±]15^日

11:50/高松港集合

瀬戸内海
離島の海ごみ物語～女木島編～

旅行代金
お一人様 **6,500円**

※小学生以下は半額

海面清掃船「みずき」の体験乗船や
海岸でのスポーツゴミ拾い
香川県名産、ハマチのエサやり体験など
盛り沢山のプログラム

県外の方
向け
お:8:00~
2日間

11/28[±]29^日

10:30/高松駅集合

瀬戸内海
離島の海ごみ物語～粟島編～

旅行代金
お一人様 **9,500円**

※小学生以下は半額

ビーチクリーンアップやワークショップほか
瀬戸内国際芸術祭で益々注目される
漂流郵便局も訪れます
翌日は本島での島体験を予定

香川県「海ごみ回収・処理強化事業」

11/14 日曜日 1日間
瀬戸内海・離島の海ごみ物語 ～女木島編～

旅行代金 お一人様 **1,800円** ●募集人員:20名(最小催行人員1名)
●添乗員:同行します ●食事条件:朝0回、昼1回、夕1回
※小学生以下は半額

11:50 高松港集合

めおん2乗船(弁当昼食)

高松港 12:00 女木島 12:20 オリエンテーション 12:30 13:00

「ゴミ拾いは、スポーツだ！」女木島クリーンアップ運動会(終了後、表彰式・結果発表) 13:20 15:50

海面清掃船「みずきII」体験乗船 16:00 17:00

夕食は地元の食材を使ったバーベキュー 女木島 20:30 高松港 20:50 着

11/28 日曜日 1日間
瀬戸内海・離島の海ごみ物語 ～栗島編～

旅行代金 お一人様 **1,200円** ●募集人員:20名(最小催行人員1名)
●添乗員:同行します ●食事条件:朝0回、昼0回、夕0回
※小学生以下は半額

12:20 須田港集合

つばめ丸乗船

須田港 12:35 栗島 12:50 オリエンテーション 13:00 13:20

ビーチクリーンアップ&ワークショップの材料集め 13:35 14:50 15:10 アーティストとのワークショップ 17:10

漂流郵便局 17:20 17:40 中田局長・説明(予定)

※栗島港出発まで自由行動 栗島港 18:25 須田港 18:40 着

11/14・15 日曜日 2日間
瀬戸内海・離島の海ごみ物語 ～女木島編～

旅行代金 お一人様 **6,500円** ●募集人員:20名(最小催行人員1名)
●添乗員:同行します ●食事条件:朝1回、昼2回、夕1回
●宿泊:民宿(女木島泊)
※小学生以下は半額

11:50 高松港集合

めおん2乗船(弁当昼食)

高松港 12:00 女木島 12:20 オリエンテーション 12:30 13:00

「ゴミ拾いは、スポーツだ！」女木島クリーンアップ運動会(終了後、表彰式・結果発表) 13:20 15:50

海面清掃船「みずきII」体験乗船 16:00 17:00 ※夕食まで自由行動

夕食は地元の食材を使ったバーベキュー

※希望者は瀬戸内海のサンライズを体験

1日目

民宿 8:00 女木島泊 8:20 男木島港 8:40 男木島散策 8:45 10:50

男木島泊 11:00 高松港 11:40 12:30 東かがわ市・ハマチ養殖体験 14:30 15:30 着

2日目

11/28・29 日曜日 2日間
瀬戸内海・離島の海ごみ物語 ～栗島編～

旅行代金 お一人様 **9,500円** ●募集人員:20名(最小催行人員1名)
●添乗員:同行します ●食事条件:朝1回、昼2回、夕1回
●宿泊:ル・ボール栗島(栗島泊)
※小学生以下は半額

10:30 高松駅集合

(昼食) つばめ丸乗船

高松駅 10:30 須田港 11:30 栗島 12:35 12:50 オリエンテーション 13:00 13:20

ビーチクリーンアップ&ワークショップの材料集め 13:35 14:50 15:10 アーティストとのワークショップ 17:10

漂流郵便局 17:20 17:40 中田局長・説明(予定) 栗島泊

※夕食まで自由行動

地元漁師による魚さばき講習&夕食会

※希望者は瀬戸内海のサンライズを体験

2日目

ログハウス 8:00 城の山公園ハイキング 9:10 栗島港 9:45 須田港 9:50

丸亀港 10:30 10:40 11:15 本島めぐりと島食体験 14:15 14:30 丸亀港 15:30 着

※記入例====貸し切りバス ~~~~~フェリー ※発着時間など、旅行実施時の状況などの都合により多少変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください
※本ツアーは、香川県の「海ごみ回収処理・強化事業」の一環として実施されており、使用する宿泊施設については、受け入れ地域の都合により JTB 未契約施設となっております。但し賠償責任保険に關しては、JTB 基準に準じて旅行保険を付与しております。

ご旅行条件(条約) ※お申し込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前にご確認の上、お申し込み下さい。

- 募集型企画旅行契約/この旅行は(株) JTB 中国四国(広島県広島市中区紙屋町2-1-22 観光庁長官登録旅行業第1769号。以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によりします。
- 旅行のお申し込み及び契約成立時期/(1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申し込みください。お申込金は、旅行代金お支払いの際差し引かせていただきます。(2) 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払をさせていただきます。(3) 旅行契約が、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。(4) お申込金(おひとり)1,000円
- 旅行代金のお支払い/旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前(お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日までに)にお支払いください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し込みがない限り、お客様の承諾日といたします。
- 取消料/旅行契約成立後お客様が都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって)

旅行契約の解除日	11日目にあたる日以前	10日目にあたる日以降	7日目にあたる日以降
取消料	無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%
旅行契約の解除日	旅行開始日の前日	旅行開始日の当日	旅行開始後及び無連絡不参加
取消料	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

- 旅行代金に含まれるもの/旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、及び消費税等諸料。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)
- 特別補償/当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行契約別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激な外來の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。
 - 死亡補償金:1,500万円 ●入院見舞金:2~20万円 ●通院見舞金:1~5万円
 - 携行品損害補償金:お客様1名につき~15万円(但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)
 - 通信契約を希望されるお客様の場合、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)
- 特別補償/当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行契約別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激な外來の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。
 - 死亡補償金:1,500万円 ●入院見舞金:2~20万円 ●通院見舞金:1~5万円
 - 携行品損害補償金:お客様1名につき~15万円(但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)
 - 通信契約を希望されるお客様の場合、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)
- 特別補償/当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行契約別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激な外來の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。
 - 死亡補償金:1,500万円 ●入院見舞金:2~20万円 ●通院見舞金:1~5万円
 - 携行品損害補償金:お客様1名につき~15万円(但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)
 - 通信契約を希望されるお客様の場合、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)
- (1) 契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき(e-mail等電子承諾通

- 知を利用する場合は、その通知がお客様に到達したとき)とします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等をご通知して頂きます。(2) 「カード利用日」とは旅行代金等の支払又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。(但し、成立日が旅行開始日より14日目にあたる日より前の場合は「14日目(休業日にあたる場合は翌営業日)」とします。)また取消料のカードの利用日は「契約解除依頼日」とします。(但し、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して7日間以内をカード利用日として払い戻します。)(3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の運料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
- 国内旅行保険への加入について/旅行先において、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で十分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細については、販売店の係員にお問い合わせください。
- 事故等のお申し出について/旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込店にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)
- 個人情報の取扱について/(1) 当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきますが、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。(2) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報(土産物店に提供する)と、お客様との間に連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。(2) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報(土産物店に提供する)と、お客様との間に連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
- 旅行条件/旅行代金の基準/この旅行条件は2015年10月15日を基準としています。又、旅行代金は2015年10月1日現在の有効な運賃・規程を基準として算出しています。

お申し込み お問い合わせは

JTB中国四国 高松支店

(株)JTB 中国四国観光庁長官登録旅行業第1769号 日本旅行業協会正会員

TEL:087-822-0033 FAX:087-821-2177

〒760-0028 香川県高松市鍛冶屋町7-6

営業時間:9:30~17:30 休業日:土・日・祝・12/30~1/3

総合旅行業務取扱管理者 浜口剛

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記総合旅行業務取扱管理者にお訊ねください。



旅行企画・実施 **JTB 中国四国**
観光庁長官登録旅行業第1769号
日本旅行業協会正会員
広島市中区紙屋町2-1-2

